

# 中期目標原案・中期計画案一覧表

(法人番号 03)

(大学名) 室蘭工業大学

中期目標原案	中期計画案
<p><b>(前文)大学の基本的な目標</b></p> <p>21世紀に入り、世界は持続可能な社会の構築を共通の課題としながら、相互依存関係を深めている。競争と協調を伴う国際社会において、新しい知識・技術・情報が未来を拓く原動力として広く認識されるに至った。このような知識を基盤とする社会の到来によって、幅広い教養と国際性、深い専門性と倫理観をもった科学技術者の養成が求められている。</p> <p>室蘭工業大学の第一の使命はこのような国際的通用性をもった科学技術者を育成することである。この使命を果たすために、学部及び大学院博士前期課程を通じた教育を重視し、学士課程では幅広い教養と基礎科学及び工学に関する専門基礎知識を教授する総合的な理工学教育を行う。大学院博士前期課程においては、専門知識の深化と課題解決能力の涵養を重点とした教育研究を行い、それらを通じて高度な専門科学技術者を育成する。さらに大学院博士後期課程では特に優れた学生を受け入れ、工学のフロンティアを切り開く教育研究を行い、創造的な研究者・科学技術者を養成する。</p> <p>未来を拓く科学や技術革新は新たな知識・技術・情報の創造と普及にかかっている。室蘭工業大学の第二の使命は科学技術分野における知の創造である。この使命を果たすために、教育組織とは独立に柔軟な研究領域を組織し、各領域において特色ある研究を展開する。また、本学の特色を活かした特定分野における研究の高度化を推進する。これらの研究を展開することにより、室蘭工業大学はその成果を世界に発信するとともに、地域における知の拠点としての役割を果たす。</p> <p>室蘭工業大学が位置する地域においては、環境産業・情報産業・知識集約型産業の育成やものづくりを基本とする産業政策を掲げている。地域のこのような目標を考慮しつつ、社会を先導する科学技術に関する教育研究を推進し、学術研究成果を積極的に発信することにより、この地域の発展に貢献する。産学官連携、地域貢献、これが室蘭工業大学の第三の使命である。</p> <p>科学技術に関する教育研究という使命は、類似の機能を有する理工系大学や学部との間で共通する。また、社会が要請する新たな人材需要や学術研究は、理工系とは機能を異にする大学や学部との連携・協働により実現への道が開かれる。室蘭工業大学は自らの互いに密接に関連する3つの使命を全うするためにも、また、新たな教育研究分野を共同で創り出すためにも、国内外の大学との連携・交流を積極的に進め、大学間ネットワークを実現する。</p>	

※ 中期目標と中期計画の対応関係がわかるように高さを揃えて記入してください。

◆ 中期目標の期間及び教育研究組織

1 中期目標の期間

平成22年度から平成27年度までの6年間とする。

2 教育研究組織

この中期目標を達成するため、別表に記載する工学部及び工学研究科を置く。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標

① 科学技術分野における中核的人材を育成するために、学士課程と大学院博士前期課程を通じた教育を重視する。

② 学士課程では基礎学力と科学技術分野への関心をもち、総合理工学の学習に意欲をもった入学者を受け入れ、国際的に通用する知識・応用実践力・態度・創造力を備えた科学技術者を育成する。

③ 大学院博士前期課程では、科学技術に関するさらに高度な学習に意欲をもち、課題解決のための基礎的素養を備えた入学者を受け入れ、幅広い問題への関心と高い課題解決能力を備えた高度専門科学技術者を育成する。

④ 大学院博士後期課程では、前期課程修了者若しくは同等の学力を有し、工学のフロンティアにおける課題の発見と解決に強い意欲を備えた学生を受け入れ、研究者・高度専門科学技術者として育成する。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

①-1 学士課程のディプロマポリシー(学位授与条件)と大学院博士前期課程のアドミッションポリシー(入学者受け入れ方針)の整合性を図る。また、学士課程の授業科目のカリキュラムポリシー(教育課程編成・実施方針)及び博士前期課程の授業科目のカリキュラムポリシーが系統性を持つよう整備し、教育を行う。

②-1 学士課程での修学に必要な基礎学力・教養を維持・向上させるため、入学者選抜方法を改善するとともに、初年次教育、教養科目と基礎科学科目で構成する全学共通教育を充実させる。

②-2 専門教育においては、教育コースの教育の充実をはかり、状況に応じて演習、実験による少人数教育を実践する。

②-3 教育の質の保証として、厳格な成績評価と日本技術者教育認定機構(JABEE)基準に対応する教育を実施する。特に、デザイン能力、創造力、応用力、英語力を高める教育を実施する。

③-1 研究・実践能力や応用力、プレゼンテーション能力、英語力を高める教育を重視して、博士前期課程の教育の質を向上させる。そのための教育プログラムを作成し、実践する。

④-1 留学生、社会人を含む多様な学生を受け入れ、多様なキャリアパスに対応できる研究者・高度専門科学技術者を育成するためにディプロマポリシーを整備し、カリキュラムを再編し、それに基づき複数教員による指導を行う。

※ 中期目標と中期計画の対応関係がわかるように高さを揃えて記入してください。

### (2)教育の実施体制等に関する目標

- ① 科学技術分野における中核的人材の育成と質の保証のために、学士課程各学科・各コース、大学院博士前期課程及び博士後期課程の各専攻・各コースへの進学状況と社会からの要請を勘案し、学科・専攻の収容定員及びコースの学生数、コース構成並びに教員数について弾力的に運用する。
- ② 応用実践力、課題解決力、創造的思考力を育成するために、教育条件及び教育環境を構築する。
- ③ 教育内容と実施体制及び教育条件の改善のために、教育評価システム並びにFD実施体制を整備する。
- ④ 総合的な理工学教育に関する研究と創造的な教育プログラムの開発を行う。
- ⑤ 入試全般及び高大連携を一元的に推進する組織を整備する。

### (3)学生への支援に関する目標

- ① 学習に関する環境や相談の総合的な体制を整え、学習支援を効果的に実施するとともに、専門性を生かした職種等への就職を支援するため、就職支援体制を整備する。
- ② 学生の生活に関する相談・支援体制を整え、学生の生活環境を改善する。
- ③ 学生の学内情報アクセス環境と実習環境を整備し、情報の取得、情報交換、学生の自発的・意欲的な学習や実習を支援する。

### (2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ①-1 学士課程入学者の動向、入学後のコース選択希望の動向を定期的に点検し、コースの学生数、コース構成並びに教員数を必要に応じて改定する。
- ①-2 大学院博士前期課程入学者の動向を定期的に点検し、博士前期課程への進学と修学を推奨し、博士前期課程の入学定員を計画的に増員する。その際、専攻の収容定員及びコースの学生数、コース構成を必要に応じて改定する。大学院博士後期課程の定員充足に努めるとともに必要に応じて入学定員の見直しを行う。
- ①-3 学齢期にある日本人学生のみでなく、社会人及び我が国での科学技術教育を希望する外国人留学生を受入れることが可能な環境作りの方策を研究する。
- ②-1 少人数教育、習熟度別クラス、プレゼンテーション技法に適した教室や設備を整備する。教員の担当時間についても見直しを行う。
- ②-2 学士課程における問題解決型(PBL型)の授業科目には複数教員とTA及び必要に応じて技術職員を加えたチームによる指導体制をとる。
- ③-1 大学経営評価指標、学生による授業アンケート、教員業績評価システム(AS TA)等のデータを用いて教育内容・実施体制・教育条件を評価・改善するシステムを確立する。
- ③-2 FD研究を行う組織を充実し、学士課程教育についてFDを引き続き実施する。また、大学院博士前期課程教育についてFDを実施する。
- ④-1 総合的な理工学教育に関する研究を組織し、創造的な教育プログラム開発を推進するために重点的に予算措置する。
- ⑤-1 アドミッションオフィスを設置し、多様な入試方法に対応して、入学期の学生の学習を支援する。

### (3)学生への支援に関する目標を達成するための措置

- ①-1 チュータ制、TA、情報機器応用等による学習支援体制を検証し、充実させる。
- ①-2 キャリア・サポート・センターと学科、専攻の連携を強化し、学部と博士前期課程のインターンシップ、キャリア教育、就職支援体制を充実させる。
- ②-1 カウンセリング体制の充実を図るなど、メンタルヘルスケアを進める。また、大学院博士前期課程・後期課程への進学の促進、修学を継続できるような支援体制を整備する。
- ③-1 図書館、情報メディア教育センターの学習利便性を向上させるとともに、図書館と情報メディア教育センター等の機能を見直し、相互の連携を強化する。
- ③-2 ものづくりや創造力を高める学生実験等の支援体制を充実させる。

※ 中期目標と中期計画の対応関係がわかるように高さを揃えて記入してください。

<p><b>2 研究に関する目標</b></p> <p><b>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標</b></p> <p>① 知識・技術の創造的拠点として、各専門領域における基盤的研究、国の重点領域に関係する研究、産学官連携・地域連携・国際連携による共同研究等を推進する。</p> <p>② 重点的科学技术分野を設定し、独創的・先進的研究を戦略的に推進する。</p> <p>③ 学術研究成果の論文発表、並びに研究成果に基づく特許等の取得を積極的に進め、それらの研究水準及び成果を評価・検証して、研究を推進する。</p> <p><b>(2) 研究実施体制等に関する目標</b></p> <p>① 研究活動を量・質ともに向上させるために、組織的・系統的な研究を展開できる体制を構築する。</p> <p>② 研究活動の活性化及び継続を図るために若手研究者への支援を促進し、技術職員の研究支援機能を高める。</p> <p>③ 研究基盤である共同利用施設の整備と利用を進めるとともに、重点分野をはじめ研究の活性化に必要な設備を導入する。</p> <p>④ 研究活動の評価システムを改善するとともに、研究活動の活性化を推進し、質を向上させる。</p>	<p><b>2 研究に関する目標を達成するための措置</b></p> <p><b>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>①-1 国の科学技术重点領域に対応する研究課題を意識した研究を展開して、研究の成果を学術論文誌、国際学術集会等で発表するとともに、地域の活性化、新産業の創出を目指し、産学官連携・地域連携・国際連携による共同研究等を展開する。</p> <p>②-1 大学が重点的に取り組む特定研究分野として、環境科学・防災分野、航空宇宙機システム分野、新産業創出分野を設定し、国際水準の成果を達成する。</p> <p>③-1 各領域、研究センター毎に、中期目標期間前期、後期及び各年度計画を作成し、それに基づいて研究を推進する。研究プロジェクトの研究水準、成果を定期的に評価・検証する。それに基づいて、領域、研究センターの研究プロジェクトに対し、必要な支援を行う。</p> <p><b>(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>①-1 組織的・戦略的な研究を推進するために、研究推進室(仮称)を設置する。</p> <p>①-2 教員組織である研究領域内の自発的な研究グループの形成により基盤的研究を進める。また、研究グループに研究プロジェクトの立案を促し、プロジェクト研究を推進する。</p> <p>①-3 重点的研究分野における研究を組織的・集中的に促進するため、必要に応じて研究センターを設置する。</p> <p>②-1 若手研究者の参画するグループ研究、プロジェクト研究を積極的に推進する。また、現在のポストドクトラル制度を見直し、より効果的、積極的に活用できるようにする。</p> <p>②-2 技術職員の研究支援のあり方と組織体制を見直し、技術職員の新規技術の取得並びに技術部の総合的な技術力を向上させる。</p> <p>③-1 学内共同利用施設の設備・機器の設置状況と利用状況に関するデータベースを整備・公開し、利用促進、設備の拡充と高度化、附属図書館の電子情報化を進め、研究基盤を強化する。</p> <p>④-1 研究活動に関するデータベースを整備し、積極的に学内外へ情報公開する。研究水準、研究成果、研究体制等については教員データベースを有効に活用して、定期的に自己評価及び外部評価を行い、研究の活性化を促す。</p>
---	---

※ 中期目標と中期計画の対応関係がわかるように高さを揃えて記入してください。

<p><b>3 その他の目標</b></p> <p><b>(1)社会との連携や社会貢献に関する目標</b></p> <p>① 地域における知と技術の拠点として、本学を特徴づける研究の成果を社会に広く提供するとともに、地域や産業と連携して新たな知の創造と技術の創出を推進する。</p> <p>② 生涯学習の需要、理工系の啓発活動、教員免許の更新時講習及び産業界・官公庁等の再教育・技術教育の要請等に積極的に対応し、知の地域拠点としての役割を果たす。</p> <p>③ 産業界、官公庁、金融界との包括的連携を進展させ、人的交流を促進し、大学・地域双方の活性化を進める。</p> <p>④ 社会人の人材育成事業に協力し、我が国の政策的な人材需要に応える。</p> <p><b>(2)国際化に関する目標</b></p> <p>① 教育の国際貢献と本学の一層の国際化を目指し、大学間交流、学生交流、研究者交流を促進する。</p> <p>② 成果を国際的に発信するため、重点的に取り組む特定研究分野はじめ特色ある研究分野においては、国際的な研究集会を開催する。</p> <p>③ 留学生及び研究者・技術者等の国際交流を拡大する。</p> <p><b>(3)大学連携に関する目標</b></p> <p>① 北海道内外の大学と連携し、教育・研究の質の向上を図り、また地域貢献を進展させる。</p> <p><b>(4)男女共同参画に関する目標</b></p> <p>① 男女共同参画を積極的に推進する。</p>	<p><b>3 その他の目標を達成するための措置</b></p> <p><b>(1)社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>①-1 本学における研究成果を知的財産として形成し活用するための知的財産本部と、共同研究等を通じて地域連携・産官学連携を進める地域共同研究開発センター(CRDセンター)が一体となって、新技術を普及し、地域の活性化を促進する。</p> <p>②-1 各種公開講座、小中高生に対する理工系分野の啓発活動に向けての大学開放事業、初中等教育機関教員の免許更新時講習、CRDセンター及びものづくり基盤センターの研修・講習プログラムを実施する。</p> <p>③-1 産業界、官公庁、金融界から大学へ講師等を招致し、大学からは各種審議会等へ専門家を派遣することを通じて、社会と大学間の人的ネットワークを強化する。</p> <p>④-1 イノベーション、新産業育成等に関する国の政策的な人材需要に主体的に対応し、これらの人材を育成する教育プログラムを策定、実施する。</p> <p><b>(2)国際化に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>①-1 学術交流協定校を拡大し、交流を促進するために、海外研修交換プログラム、学生による国際コンペティション、共同セミナー等、交流事業を実施する。</p> <p>②-1 国際共同研究を展開し、国際的な学術集会を開催するとともに大学院学生を含めた研究成果の発表を促進する。</p> <p>③-1 本学の留学情報発信を強化して優秀な留学生の招致に努め、またこのための人的ネットワーク形成を支援する。各種基金を活用して留学生の修学、研究者及び学生の国際交流を支援し、また海外からの短期滞在受け入れのための宿泊施設などを確保する。</p> <p><b>(3)大学連携に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>①-1 文部科学省の戦略的産学連携支援事業等を活用し、教育交流、研究交流を進める。また連携大学と共同して大学院教育プログラム等を開発する。これらのために情報通信技術を活用する。</p> <p><b>(4)男女共同参画に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>①-1 男女共同参画推進室(仮称)を設置し、基本計画を立案して実施する。</p>
--	---

※ 中期目標と中期計画の対応関係がわかるように高さを揃えて記入してください。

## Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標

### 1 組織運営の改善に関する目標

- ① 教育組織と研究組織を分離した大学組織において、運営体制を確立し、効果的な大学運営を行う。
- ② 社会の変化と要請に応じて科学技術分野の中核的人材を育成する観点から、学士課程及び博士前期課程・後期課程の構成を適宜見直しができるように教育運営体制の改善を常に行う。
- ③ 若手研究者が特色ある研究を機動的に展開できるような研究組織の改善を行う。
- ④ 教育組織と研究組織における教員配置状況を定期的に見直し、それに基づいて新規の配置計画を策定し、遅滞なく教員の任用を行うシステムを構築する。
- ⑤ 教員業績評価システム(ASTA、ESTA)、職員評価システムの評価項目・評価方法の改善を恒常的に行う。
- ⑥ 学外有識者の活用及び監査機能の充実により、大学運営を改善し活発化させる。
- ⑦ 学長のリーダーシップのもとに本学の特色となる教育及び学生支援活動、研究プロジェクトを戦略的に選定し、これら重点分野の組織体制を整備する。
- ⑧ 学長がリーダーシップを発揮し、効果的に組織運営ができるように学長を補佐する体制を整備し、企画立案と業務統括などの機能を向上させる。

### 2 事務等の効率化・合理化に関する目標

- ① 業務の見直しを行い業務の効率化・合理化を図るとともに、時代に即した機能的・機動的な事務組織となるよう組織の再編成を行う。
- ② 再編成した組織で効率的に業務遂行が可能となるように人材を育成する。

## Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- ①-1 教育組織と研究組織を分離した大学運営の実績評価を行い、効率的な運営のために各種の学内委員会、学長補佐体制等の組織運営体制を見直し、これを確立する。
- ①-2 道内各国立大学と協力し、大学間の連携・協力を強化する。
- ②-1 学部及び大学院の各課程志願状況の点検結果を各課程のコース区分の学生数に反映させることができる教育運営体制とする。また、これに伴って教員配置の弾力的な運用を行う。
- ③-1 研究の活性化・高度化を図るため、若手研究者を加えた研究グループの組織化を進め、重点課題に対して予算措置を講じる。
- ④-1 教育・研究・社会貢献を効果的に遂行するために、定期的に教育研究評議会において教育組織・研究組織・センターの教員配置計画を策定し、その計画に基づいて教員の任用を行う。
- ⑤-1 ASTAの改善実施に加え、ESTAの試行結果を総括して評価方法と評価区分を策定し、評価結果を教育・研究・社会貢献のPDCAサイクルに活用する。同様に、職員の人事評価システムによる評価結果を総括して、各々の職務のPDCAサイクルに活用する。優れた業績の教職員については引き続き給与処遇に反映させる。
- ⑥-1 経営協議会や各種会議を通じて学外有識者の意見を活用し、大学運営に反映させる。
- ⑥-2 PDCAサイクルを構築し、監事監査、内部監査結果を大学運営に反映させる。
- ⑦-1 特色ある教育プログラム、学生支援活動計画、研究プロジェクトを広く学内に公募して、優れたプログラム、計画、プロジェクトを選定し、重点課題として予算措置を行い、必要に応じて教職員を配置する。
- ⑧-1 学長のリーダーシップと役員会の的確な意思決定を補佐するために、学長・理事・副学長等からなる学長室を設け、中期計画を具体化するための企画立案、業務遂行を円滑に行う。また、これら各種業務を機動的に執行できるように事務組織の再編成を行う。

### 2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ①-1 業務を恒常的に点検し、簡素化、効率化による改善を図るとともに、各種業務の責任体制を明確にする。
- ①-2 業務体制を見直し、小規模大学に相応しい組織体制を編成するとともに必要な規則改正を行う。
- ②-1 各種業務に対応した学外研修への参加を促し、業務能力向上のための資格獲得を奨励、支援し、業務実行能力を向上させる。
- ②-2 希望業務調査及び業務評価等を用いて人材を育成し、それらの結果を登用に活用する。

※ 中期目標と中期計画の対応関係がわかるように高さを揃えて記入してください。

<p><b>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標</b></p> <p><b>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標</b></p> <p>① 教育・研究活動を充実させるために、競争的外部資金の獲得、共同研究の拡充、寄附金等の獲得に努め、自己収入を増加させる。</p> <p><b>2 経費の抑制に関する目標</b></p> <p><b>(1)人件費の削減</b></p> <p>① 適正な人員配置に努め、人件費支出管理を行う。</p> <p>② 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p><b>(2)人件費以外の経費の削減</b></p> <p>① 予算の効率的な執行に努め、人件費以外の経費を抑制する。</p> <p><b>3 資産の運用管理の改善に関する目標</b></p> <p>① 資産の使用状況を常に把握し有効活用して、資産の運用管理方法を改善する。</p>	<p><b>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>①-1 競争的外部資金(特別経費、新規組織設備、GP、科学研究費補助金等)獲得のための組織を集約し、採択率を向上させる。</p> <p>①-2 共同研究費や受託研究費、奨学寄附金などの民間資金の獲得を奨励し、支援する。</p> <p>①-3 本学教育・研究振興会の活動を恒常的に見直し、寄附金を受け入れやすい環境を整える。</p> <p><b>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</b></p> <p><b>(1)人件費の削減</b></p> <p>①-1 中期目標期間中の人件費シミュレーション結果から各部署における業務内容を点検し、人件費を削減する。</p> <p>②-1 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間に於いて、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p><b>(2)人件費以外の経費の削減</b></p> <p>①-1 予算配分を「選択と集中」の観点により見直し、人件費以外の経費を抑制する。</p> <p><b>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>①-1 資産の安全確実な運用管理と余剰資金による利子等の収益を増加させる。</p> <p>①-2 学内施設は使用料を徴収することを基本として管理し、要望に応じ外部に提供し有効に活用する。</p>
<p><b>Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</b></p> <p><b>1 評価の充実に関する目標</b></p> <p>① PDCA機能向上に努め、自己点検・評価や外部評価システムを整備する。</p> <p><b>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</b></p> <p>① 大学運営に関して積極的に情報を開示、発信を行う。</p>	<p><b>Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>①-1 各種自己点検・評価と外部評価システムを恒常的に見直し、大学における各種業務を活性化させる。</p> <p><b>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>①-1 広報機能を充実し、教育・研究・社会貢献・国際交流等の活動状況を積極的に情報公開する。</p>

※ 中期目標と中期計画の対応関係がわかるように高さを揃えて記入してください。

<p><b>V その他業務運営に関する重要目標</b></p> <p><b>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</b></p> <p>① 本学の教育研究等の目標を踏まえ、教育研究の充実のために計画的な施設整備を行い、施設が常に活用されるように管理システムを整備する。</p> <p><b>2 安全管理に関する目標</b></p> <p>① 安全衛生管理に関連する法令を遵守し、安全衛生管理体制を整備する。</p> <p><b>3 法令遵守に関する目標</b></p> <p>① 経理の適正な執行、教育研究者の倫理遵守等、法令に基づき適正な大学運営を行う。</p> <p><b>4 情報化に関する目標</b></p> <p>① 学内の情報化を推進するとともに、情報セキュリティ基盤を強化する。</p>	<p><b>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>①-1 施設の中長期整備計画・資金計画を策定して施設整備を行い、施設の有効活用に向けた管理システムを整備する。</p> <p><b>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>①-1 労働安全衛生法に基づいて学内環境を保持し、安全な教育研究環境を確保する。特に全学環境改善は北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)に基づき積極的に推進する。</p> <p><b>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>①-1 適正な会計経理の執行を確保するため、内部牽制体制の確保、内部監査体制の充実を図るとともに、法令遵守等について教職員に研修等を実施する。</p> <p><b>4 情報化に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>①-1 データベースをはじめとする学内情報システムの戦略的活用を積極的に進め、組織の見直しを行い、学内の情報セキュリティ及びコンプライアンスを強化する。</p>
	<p><b>VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画</b></p>
	<p><b>VII 短期借入金の限度額</b></p>
	<p><b>VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</b></p> <p>○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 無</p>
	<p><b>IX 剰余金の使途</b></p> <p>○ 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。</p>

※ 中期目標と中期計画の対応関係がわかるように高さを揃えて記入してください。



**X その他**

**1. 施設・設備に関する計画**

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
小規模改修	総額 150	施設整備費補助金 ( 0)
		長期借入金 ( 0)
		国立大学財務・経営センター施設費
		交付金 ( 150)

(注1)施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2)小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

**2. 人事に関する計画**

**方針**

- ① 大学の管理運営、社会貢献等、今後予想される教育研究以外の大学活動に対応した専門分野における外部人材の活用を図るための人事システムを構築する。
- ② 教員採用は公募によることを原則とし、優秀な教育研究者を確保する。
- ③ 教員の多様化の一環として、女性教員や外国人教員の採用を推進する。
- ④ 事務職員等の採用は、北海道地区国立大学法人等職員採用試験を活用することを原則とし、必要に応じ特殊な職種については独自選考を行うとともに、適正な配置を確保するため、他大学との人事交流や内部人材の登用を積極的に進める。

(参考)中期目標期間中の人件費総額見込み

百万円

※ 中期目標と中期計画の対応関係がわかるように高さを揃えて記入してください。

### 3. 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

無

(長期借入金)

(単位:百万円)

年度 財源	年度						中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
	H22	H23	H24	H25	H26	H27			
長期借入金 償還金 (民間金融 機関)	9	10	10	10	10	11	60	250	310

(注)金額については、見込であり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(リース資産)

無

### 4. 積立金の使途

○ 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

- ・ 教育、研究に係る業務及びその附帯業務

※ 中期目標と中期計画の対応関係がわかるように高さを揃えて記入してください。

## 別表(学部、研究科等)

学部	工学部
研究科	工学研究科

## 別表(収容定員)

平成 22 年度	工学部	2,480人
	工学研究科	468人 うち博士前期課程 396人 うち博士後期課程 72人
平成 23 年度	工学部	2,480人
	工学研究科	468人 うち博士前期課程 396人 うち博士後期課程 72人
平成 24 年度	工学部	2,480人
	工学研究科	468人 うち博士前期課程 396人 うち博士後期課程 72人
平成 25 年度	工学部	2,480人
	工学研究科	468人 うち博士前期課程 396人 うち博士後期課程 72人
平成 26 年度	工学部	2,480人
	工学研究科	468人 うち博士前期課程 396人 うち博士後期課程 72人
平成 27 年度	工学部	2,480人
	工学研究科	468人 うち博士前期課程 396人 うち博士後期課程 72人

※ 中期目標と中期計画の対応関係がわかるように高さを揃えて記入してください。